

## 新年御挨拶

北海道総合通信局  
局長 大久保 明

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、平素より情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新春を迎え、一言御挨拶を申し上げます。

当局の今年の最重要課題は、2011年(平成23年)7月24日の完全移行まで、あと1年半余りに迫った「地デジ」の普及促進と捉えております。

「地デジ」中継局の整備は順調に進んでおり、昨年末現在の道内の世帯カバー率は97%を超える一方、マンションなどの集合住宅やビル陰対策等の共同受信施設の「地デジ」化対応は、まだこれからの状況です。今後も、各施設管理者等に対する早期対応の働きかけを一層強化し、道内全自治体での開催を予定している「地デジ」説明会など、「総務省テレビ受信者支援センター」(デジサポ)等の関係機関と連携して、きめ細かな対応を行っていく必要があると考えています。

全ての道民の皆様が完全移行の期限までに「地デジ」を御覧いただけるように、受信・送信環境の整備や視聴者の皆様への支援に全力を挙げてまいります。

この他にも、道内デジタル・ディバイドの解消、電波利用の促進、良好な電波利用環境の維持、ICTの利活用による地域振興の促進などに向けて、全局一丸となって取り組み、ICTの有効活用による道民生活の利便性向上、経済の活性化を目指していく所存ですので、本年も、皆様の御理解と御協力を御願い申し上げます。



## 『地デジ』普及促進の広報活動

当局は「デジタル放送の日」である平成21年12月1日に『北海道地上デジタルテレビ放送キャンペーン ～地上デジタル放送完全移行まであと600日です。～』を札幌市内で開催しました。会場では「地デジ」のパフレットの配布、受信相談、地上デジタル放送推進大使\*による特設ステージでの地デジPRイベントなどが行われました。平成21年12月1日は「地デジ」完全移行まであと600日の節目の日でもあり、今後も完全移行500日前(平成22年3月11日)など機会をとらえてより効果的な周知広報活を行っていきます。



\*道内各テレビ放送局のアナウンサーによる地デジ広報のための  
キャンペーンユニット

担当：デジタル放送受信者支援室(内線4667)

# 共聴施設の地デジ化対応を支援

担当：デジタル放送受信者支援室（内線4667）

## 「地デジ」視聴のための改修等経費に対する助成制度 について説明会を開催

当局はデジサポとの共催により、受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の「地デジ」視聴のための改修等経費に対する助成制度の説明会を平成21年9月～10月に道内8市で開催しました。

本説明会では、共聴施設のデジタル化改修に係る基本的な考え方や助成の申請方法等について、共聴施設の管理者や利用者等の方々を対象に説明しました。

- ・受信障害対策共聴施設への助成は平成21年12月28日に締め切りとなりました。
- ・集合住宅共聴施設への助成は平成22年1月15日（消印有効）が締め切りとなります。

## 当事者間協議を促進し共聴施設改修に関する紛争の解決を支援

デジサポでは、ビル陰などの受信障害対策共聴施設の「地デジ」への対応に当たって受信者と施設管理者との間で費用負担等を巡り協議が難航した場合などに、法律専門家による相談及び調停を実施することとなり、道内の各デジサポで平成21年10月21日から相談及び調停の受付を開始しました。申請書の提出期限は『法律専門家による相談』が平成22年3月10日、『調停』が平成22年2月1日です。

相談の流れ、受付連絡先などは平成21年10月16日の当局報道発表を参照してください。

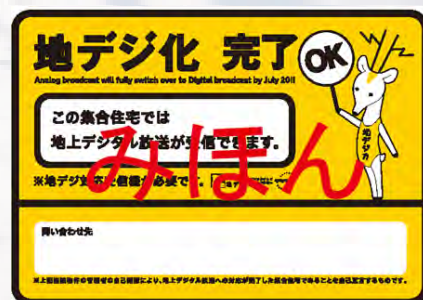
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2009/1016.htm>

## 集合住宅貼付用「地デジカ・ステッカー」の提供

デジサポでは、地デジ化対応済みの集合住宅に貼付する「地デジカ・ステッカー」を作成しました。ステッカーが物件に貼付してあることで、『インターネット対応』等の表示と同様に物件への高評価となることが期待され、集合住宅での地デジ化の促進が期待されます。

提供の条件・申請方法は「デジサポ」ホームページを参照してください。

<http://www.digisuppo.jp/sticker/index.html>



# 地 デ ジ 受 信 者 支 援

## 地上デジタル放送簡易チューナーを無償給付

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯に対し、平成21年10月1日より簡易チューナーの無償給付の申込み受付を行いました。

平成21年度分の申込受付期限(平成21年12月28日)までに多くの申込みがありました。

※平成21年度分の申込み受付は延長となりました(平成22年2月26日消印有効)。

詳細は [平成22年1月5日総務省報道発表\(経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯への簡易チューナー給付支援の申込受付の延長\)](#) をご覧ください。

\* 支援の対象、連絡先等については平成21年9月15日の当局報道発表を参照して下さい。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2009/0915a.htm>

担当：デジタル放送受信者支援室(内線4667)

# 受信障害解消を目的とした広報活動

## 受信環境クリーン月間

当局は、北海道受信環境クリーン協議会と協力して平成21年10月1日から31日までの期間を「受信環境クリーン月間」とし、テレビ・ラジオ放送の受信障害の解消を目的として周知広報活動を行いました。中学生を対象に受信障害の防止に関する図案を募集した「**受信環境クリーン図案コンクール**」では道内から20校360点の応募があり、15点の作品が入賞しました。入賞作品の一部は月間中に受信障害防止の周知広報用図案としてテレビ放送されました。

北海道受信環境クリーン協議会  
会長賞 特選

えりも町立えりも中学校

こだま みき

児玉 美樹 さんの作品

北海道受信環境クリーン協議会  
会長賞 準特選

えりも町立えりも中学校

よこやま しずる

横山 静流 さんの作品

北海道受信環境クリーン協議会  
会長賞 準特選

旭川市立光陽中学校

もりなが あやか

盛永 彩香 さんの作品



担当：情報通信部放送課(内線4663)

# 電気通信サービスに関する意見・要望を集約

## 『北海道電気通信消費者支援連絡会』を開催

当局は電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決、消費者視点に立った行政運営の実現を目的として、消費生活センター・消費者団体、電気通信事業者及び行政が連携をとり、意見・情報の交換を行うために、「北海道電気通信消費者支援連絡会」を平成21年11月4日に札幌市にて開催しました。

同日開催された第1回の会合では

- (1) 制度整備等による消費者支援策
- (2) 電気通信分野における主な消費者問題
- (3) 電気通信事業者による消費者支援策

等が話し合われました。

今後は年2回程度の定期的な情報交換等を行っていきます。

\* 連絡会の概要、開催要綱などは平成21年10月20日の当局報道発表を参照して下さい。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/2009/1020b.htm>

担当：情報通信部電気通信事業課（内線4703）

## 『電気通信サービスモニター会議』を開催

当局は平成21年10月21日に帯広市、11月11日に札幌市において「平成21年度電気通信サービスモニター会議」を開催し、総務省から委嘱された電気通信サービスモニターの方々から電気通信サービスに対する意見・要望をいただきました。モニター会議は毎年度、道内2ヵ所で開催しており、今年度はインターネットや携帯電話における迷惑メール対策や高齢者への対応などについて活発な意見交換が行われました。

総務省では全国から寄せられた意見・要望を今後の情報通信行政に反映していきます。

「電気通信サービスモニター制度」は、総務省が電気通信サービス全般に関する利用者の意見・要望等を把握・分析し、消費者行政の一層の充実と利用者のニーズを踏まえた情報通信行政の推進に資することを目的としています。平成21年度は北海道内で80名(全国で1,000名)の方々にモニターを委嘱し、アンケート調査やモニター会議を実施しています。

担当：情報通信部電気通信事業課（内線4703）

# デジタルサイネージを軸とした ICT 利活用による地域活性化

担当：情報通信部電気通信事業課（内線4708）

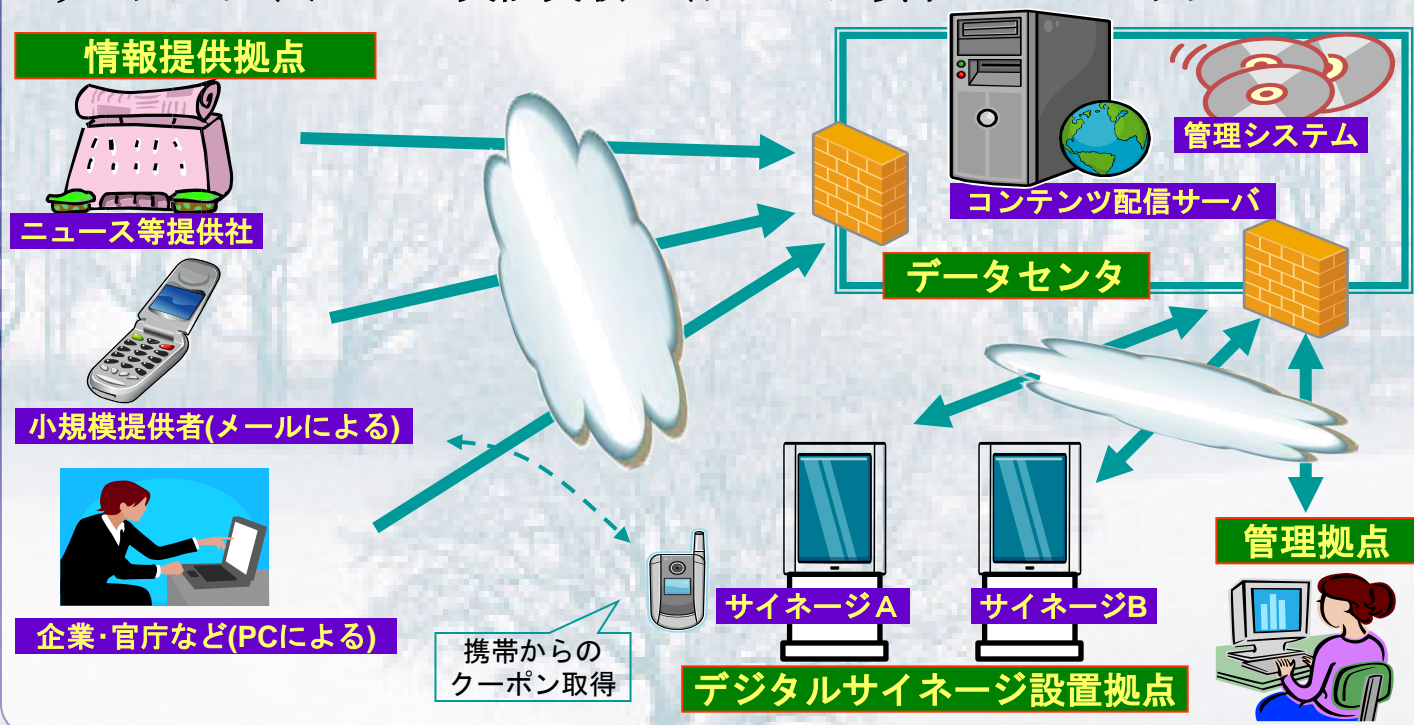
## 北海道におけるICTを活用した観光情報等提供モデルの調査検討会

当局は新しいメディアとして注目されている「デジタルサイネージ」を活用した地域住民や旅行者等への情報提供の手法について調査検討を行うため「北海道におけるICTを活用した観光情報等提供モデルの調査検討会」の第1回会合を平成21年10月27日に開催しました。

## 調査検討会の開催状況及び実証実験

調査検討会では第1回会合以来、複数回のワーキンググループを開催して実証実験の内容を検討しており、同ワーキンググループの検討結果を受け、第2回会合にて実証実験の実施計画を決定しました。実証実験は「さっぽろ雪まつり」の開催期間を含む平成22年2月1日～14日にJR札幌駅構内の『北海道さっぽろ観光案内所』において実施する予定です。

デジタルサイネージの実証実験のイメージは以下のとおりです。



## 調査検討会の今後の展開

調査検討会では、実証実験の結果を踏まえて、平成22年3月に報告書を取りまとめる予定です。第1回及び第2回会合の内容については以下の当局ホームページを参照して下さい。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/R/2009rad2.htm>

# ICTベンチャー企業の支援

## 『ICTベンチャー知的財産戦略セミナー2009』を開催

ICT(情報通信技術)ベンチャー企業にとって、自社の特許、商標、著作権など知的財産を有効活用することは、経営戦略上重要なポイントとなります。

当局は、知的財産に関する知識の習得や専門家との交流等を促進することで、ICTベンチャー企業の支援となるよう、日本弁理士会、独立行政法人情報通信研究機構(NICT)と共催して「ICTベンチャー知的財産戦略セミナー2009」を開催しました。平成21年9月から10月にかけて全4回で開催されたセミナーでは、『知っておきたい著作権の法的知識(第1回)』『著作権ケーススタディ(第2回)』『ICTベンチャーにまつわる契約のイロハ(第3回)』『知っておくべき法的リスクと対処法(第4回)』について弁理士、弁護士による講義が行われました。

本セミナーは、総務省の支援によりNICTが運営している情報通信ベンチャー支援センター\*の活動の一環として行っています。

\*情報通信ベンチャー支援センター

<http://www.venture.nict.go.jp/common/index2.html>

担当：情報通信部電気通信事業課(内線4704)

# 非常時の通信体制を確保

## 『非常通信セミナー2009』を開催

当局は北海道地方非常通信協議会、北海道テレコム懇談会との共催により、平成21年11月6日、札幌市内において「非常通信セミナー2009」を開催しました。自然災害等において被害を最小限にとどめるには、災害情報の収集・伝達体制の確立といった非常時の通信体制を確保する必要があるため、本セミナーは非常通信の役割や重要性を周知啓発するために開催しました。

講師にはNHK札幌放送局ニュース副部長 橋爪尚泰氏をお招きし、『「災害報道の最前線」～被害の全貌をいち早くつかむために～』と題し講演をいただきました。

また、会場には防災無線機器等の展示ブースが設けられ、参加した約130名の地方自治体や防災関係者などの関心を集めていました。

担当：無線通信部陸上課(内線4651)

# 船舶共通通信システムの関係規定を改正

## 北米等で普及している安価な**国際VHF機器**が利用可能に

船舶に搭載された無線通信システムは、船舶の規模・用途ごとに使用される無線機器が異なるため、洋上で異なった規模・用途の船舶が出会った場合、危険回避行動等の連絡を相互に取り合うことが困難な状況となっていました。

このような中、平成20年2月の護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故で、船舶間で共通に利用できる無線通信システムが無いことが海難防止の妨げの一つとして指摘されたことから、総務省では、平成21年10月2日より船舶間で共通に使用する通信システムとして、北米等で普及している安価な国際VHF機器が利用できるように関係規定の整備を行いました。

\* 改正の概要については平成21年10月1日の総務省報道発表を参照して下さい。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02kiban15\\_000022.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban15_000022.html)

担当：無線通信部航空海上課（内線4635）

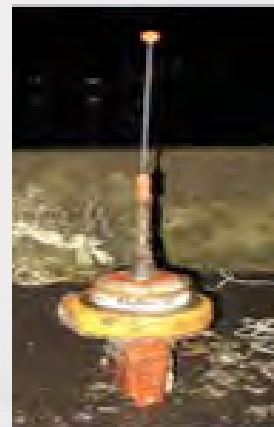
# 電波監視・調査業務の取組

当局では電波監視システム（DEURAS）や移動監視車両を活用して電波監視を実施し、違法・不法無線局の排除、重要無線通信妨害に対する迅速な調査対応等を行うことで良好な電波利用環境の確保に努めています。

## 誤発射している**船舶遭難通報装置**を発見

平成21年11月5日、電波監視車の探査により釧路市内の釧路川で、船舶の遭難通報電波を誤発射していた衛星EPIRBを発見し、電波を停波しました。

発見された衛星EPIRB →



## 共同取締りによる摘発

- ・第一管区海上保安本部と共同取締りを2回実施し、不法無線局開設者、計3名を電波法違反容疑で摘発
- ・北海道内の各警察署と共同取締りを3回実施し、不法無線局開設者、計6名を電波法違反容疑で摘発

担当：電波監理部調査課（内線4739）

# 信書便事業に関する取組

## 信書便事業説明会を開催

当局は、信書便事業制度をより一層御理解いただくため、平成21年10月21日に旭川市で説明会を開催しました。本説明会では、信書便を利用する方（自治体等）、信書便事業を行う方（運送事業者等）の両者を対象として『事業の種類・規律の概要』『事業許可の申請から事業開始までの手続きの流れ』『これまでの参入状況、ビジネスモデルの紹介等』『既参入事業者からの体験談』について説明や紹介を行いました。

## 信書便事業の許可

当局は、下村速配有限会社、札幌急配株式会社及び大和梱包株式会社からあった特定信書便事業の許可申請に対して、平成21年11月16日に許可するとともに、信書便約款及び信書便管理規程の設定を認可しました。これにより、特定信書便事業に参入した民間事業者は、北海道内では17事業者、全国では306事業者となりました。

担当：信書便監理官（内線4684）

## 南極昭和基地から（最終回）

第50次南極地域観測隊  
畑中浩二

今回は昭和基地付近の動物についてご紹介します。南極は春になると動物たちが基地の近くに來たり、基地の中を通ったりします。多く見かけるのはアデリーペンギンです。体調60cmぐらいと小柄ですが、少ないときは2～3羽、多い時には10羽以上でやって來ます。鳴き声は「ガーガー」と、カラスの鳴き声を低くしたような鳴き声です。これからの季節は卵を産んで雛を育てる時期となり、昭和基地周辺の小さい島にもペンギンたちのルッカリー（営巣地）ができます。また、迫力があるのは皇帝ペンギンで体長90cmと大きく、首元のオレンジ色の毛がポイントでとても綺麗です。その他に、ウェッデルアザラシがちょうど子育てをする季節で、氷のクラックから氷上に上がり、親子で昼寝をしている姿を見かけます。この他にもペンギンたちの卵や雛を狙う大トウゾクカモメという鳥がいて、基地の中を飛んでいることがあります。人間を見ると獲物と勘違いして偵察しにやってきます。

一方、海の中には、魚類や生物が豊富にいて、ハゼの仲間が簡単に釣れたり、ナンキョクオキアミやプランクトンも豊富で海中の食物連鎖を支えています。このように、昭和基地の近くは春から夏にかけて動物たちを多数見かけますが、3月になると暖かい北方へと移動していきます。季節に合わせて、自分たちにとって最適の環境で生活を営む「動物たちの知恵」を垣間見ることができます。

間もなく、私も「新しらせ」で日本へ帰るときが近づいてきました。昭和基地での一年間は長いようで短く、様々な分野の経験ができ毎日が新鮮でした。南極からの寄稿も今回が最終回となります。皆様、越冬生活へのご声援ありがとうございました。担当：総務部総務課企画広報室（内線4686）

